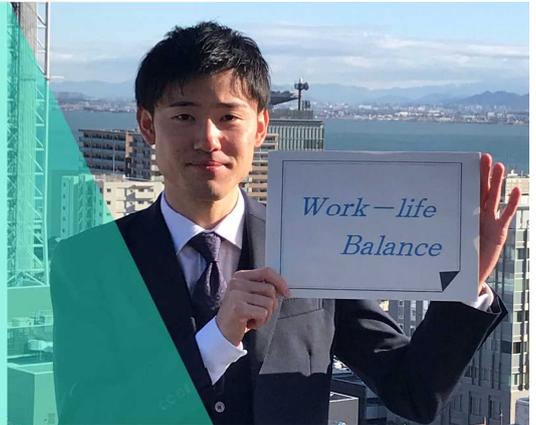


大津地方検察庁

検察事務官(特別公判担当)

20代 男性 / 平成26年度 採用



モットー Work - life balance

Q.今はどんなお仕事をしていますか？

特別公判担当として、**主に裁判員裁判の公判事務に従事**しています。裁判員対象事件（殺人、強盗致傷 etc.）は、大概が事件の内容が複雑で、証拠書類や証拠物が膨大となるので裁判制度に縁遠い裁判員が事件の内容や検察官の主張を理解しやすいよう証拠を厳選する必要があります。そこで、特別公判担当の主たる業務である統合捜査報告書を作成します。統合捜査報告書とは、複数の証拠書類や証拠物の中から、検察官の立証に必要な情報を分かりやすく1通の報告書にまとめたものです。証拠の統合は、検察官の立証に必要な情報を整理する作業ですので、収集した証拠書類等を精査・検討し、事件の争点等を理解して、公判における検察官の主張をイメージしておく必要があります。なお、**裁判員が理解しやすいように文字情報のみならず写真、動画及び図面などを使いつつ、視覚的に分かりやすいレイアウトで作成**することを心がけています。

Q.やいがいや達成感があった経験を教えてください。

証拠の統合作業です。統合捜査報告書を作成する際、おのずと証拠書類や証拠物をしっかりと精査・検討するので、担当している事件をより深く理解し関与することができますし検察官の指示や意向は踏まえつつも、自分の感性やノウハウを活かしながら報告書を作成していくので、自分だけのオリジナルの報告書を作成することができます。報告書が完成したときや、裁判後の裁判員のアンケートで「検察官の説明が分かりやすかった。」と書かれていると、大きな達成感と充実感を得ることができます。

Q.法学部を卒業していなくても大丈夫ですか？

私は、採用されるまで「法学部出身ではないけど大丈夫かな？」と不安がありました。ですが、検察庁職員は、私の同期を含め、先輩や上司の方々をみると、むしろ法学部出身ではない方が多いことに驚きました。仕事面でも、いきなり法律的な知識が求められるわけではありませんし、先輩や上司から教えてもらったときなどに、その都度、六法全書や研修教材などを使って根拠や法令を調べておけば、おのずと法律的な知識は身につきます。

Q.仕事をする上で、大切にしていることは何ですか？



オン・オフのメリハリをつけることです。入庁後しばらくは、仕事の優先度は考えていたものの、それほど勤務時間の意識を持たずに仕事をしていました。人間である以上、一日中、仕事に集中し続けるのは不可能で、集中力が欠けていると効率が下がりますし、ミスの原因にもなります。そんなとき、先輩から「**スペアタイム**」と「**コアタイム**」を意識して仕事をすることを教えてもらいました。

直訳すると、スペアタイムとは空き時間、コアタイムとは核となる時間のことですが、要するに、**一日の中で、各仕事の質や分量に応じ、どの時間にどの仕事をするのが効率的かを考えること**です。そのために、まず、業務の全体を把握し、それから細分化してどの業務の優先度が高いのか、どのくらいの時間を要するかを考えます。これを私は、朝の通勤電車の中で考え、その日の業務スケジュールを組み立てています。そうすることで、仕事の優先度や所要時間を考え、勤務終了時間まで意識して一日の計画を立てることができます。突発的に仕事が入ることもあるので、組み立てたとおりに進まないこともあります。一日のスケジュールを組むことで、一つの仕事をただ漫然と没頭することがなくなり、常にメリハリの効いた仕事ができるようになりました。

Q.課外活動について教えてください。

大津地検では、現在、野球部とテニス部が活動しており、私は野球部に所属しています。野球部に所属していて良かったなと思うことは、若いうちから様々な年代の職員と接する機会があることです。そして、年1回、野球大会が開催されますが、そのとき、他の地検の職員と交流できるのが何よりのメリットだと思います。

神戸地方検察庁

検察事務官(機動公判担当)

30代 男性 / 平成19年度 採用



モットー **ピンチはチャンス!**

Q.今はどんなお仕事をしていますか？

私は、公判部の機動公判担当という係で勤務しています。公判部は、起訴された事件の裁判の維持・遂行を主な業務として行う部署になりますが、機動公判担当は、その中でも**裁判員裁判対象事件の裁判に専従**しており、**裁判員裁判で使用する資料作成等の業務**を行っています。裁判員裁判は、一般の方が裁判員として参加する裁判なので、捜査機関や裁判所が使う用語をご存じなかったり、凄惨な現場の写真などを見ることに抵抗がある方が数多くおられ、また、短期間で集中的に審理が行われるため、捜査機関が作成した数多くの証拠書類等をそのまま提出するのではなく、より厳選した証拠を、一般の方にも分かりやすくまとめて提出する必要があります。

そこで、裁判員裁判では、複数の証拠を短時間で理解できるように取りまとめ、パワーポイントなどを用いて一般の方にも伝わりやすいように工夫した資料を作成し、法廷でその資料をモニターに表示させながら、検察官が証拠の内容を裁判員に説明するという形で審理が行われています。機動公判担当では、このような資料作成のほか、被害者の方の対応や裁判所・弁護人との連絡調整など、裁判員裁判に関する様々な仕事をしています。

Q.高卒採用でも検察事務官としてやっていけますか？

高卒の方は、大卒で法学部出身でないと検察庁での業務は難しいのでは、と思われる方も多いと思います。ですが、研修制度も充実していますし、一緒に仕事をしている検察官は気さくな方が多く、分からないところは聞けば教えてくれますので、仕事をする中で勉強しながら業務に取り組めば、高卒採用でも全く問題ありません。

Q. やりがいや達成感があった経験を教えてください。



業務の中で事件の被害者の方とお話しすることも多くあるのですが、感謝の言葉を頂いた際や、先ほどお話しした裁判員に説明するためのパワーポイント資料を実際に裁判の場で表示させたときに、裁判員の頷くような反応を見たりすると、**自分が作成した資料が裁判に使われ、きちんと理解してもらえた、と実感でき、頑張ってよかった**と思います。検察庁

の仕事は、その業務内容から、達成感などを感じることでできるタイミングは多いと思います。私自身、日々、達成感を感じながら業務に取り組んでいます。

Q. 検察事務官になろうと思ったきっかけは何ですか？

官庁訪問で検察庁を訪れたのがきっかけです。就職活動をしていた当時は、他の官庁や地方公共団体、民間企業にも話を聞きに行ったりしていました。ですが、検察庁を訪れて仕事内容などを詳しく知るにつれ、事件捜査や裁判の遂行など、ここでしかできない仕事であり、難しそうな仕事だとは思いましたが、やりがいのある仕事だと感じたことが、検察事務官になりたいと思ったきっかけです。

Q. 職員や職場の雰囲気教えてください。

「検察庁」と聞いて、堅そう、厳しい人が多そうな雰囲気だと思われるかもしれませんが。確かに、検察庁の業務というのは、人権に深く関わるものですので、時間中は皆、真剣に仕事に取り組んでいますし、場面によっては、厳しいようなところもあると思います。ですが、昼休みの時間に世間話をしたり、勤務後に飲みに行ったりするなど、和気あいあいとした職場だと思います。

また、検察庁では、入庁した年や若手のうちに、数回、長期間の研修があります。当庁においては、多い年では10名を超える新規の採用があるため、そのメンバーでそのような長期間の研修を受けることもあってか、**同期が自然と仲良くなるのも検察庁の雰囲気の特徴**だと思います。